

防災行政無線等の再送信に関する防災協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社ZTV（以下「乙」という。）は、甲が防災行政無線およびメール配信サービス等により住民向けに配信している情報を、乙のデータ放送設備等により再送信を行う事に関して合意したので協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（趣旨）

本協定は、甲が防災行政無線やメール配信サービス等により住民向けに配信している情報を乙のデータ放送設備等により再送信を行うこと（以下「情報再送信」という。）により、住民の情報収集の一助とすることを目的とする。

第2条（再送信の同意）

1. 甲および乙は、乙のサービスに加入している者に対し、情報再送信を行うことに同意する。
2. 乙は、甲が提供する情報の内容について、変更を加えないものとする。

第3条（提供地域）

情報再送信の提供範囲は伊勢放送局エリア（伊勢市）のみとし、テレビ等受信機器の設定により甲から発信される情報を取得可能とする。

第4条（費用）

1. 情報再送信に必要となる防災行政無線設備、メール配信設備等の改修は甲にて行い、その費用は乙の負担とする。
2. 情報再送信に必要な乙のデータ放送設備等の構築にかかる費用は、乙の負担とする。
3. 情報再送信にあたり、甲による乙への情報提供および乙による提供範囲への情報再送信を行うことの対価は双方無償とする。
4. 乙は、乙のサービス加入者に対する情報再送信の提供は無償とする。

第5条（設備保守）

情報再送信に係る設備の保守については、それぞれ甲および乙の責任において行うものとする。

第6条（免責事項）

1. 甲が配信する情報の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。
2. 天変地異その他の事故等により情報再送信が実施できなかった場合でも、双方何ら責任等を負わないものとする。

第7条（連絡窓口）

甲および乙は、本協定を実施するための連絡窓口として以下のとおり設定する。

- (1) 甲：伊勢市 危機管理部 危機管理課
- (2) 乙：株式会社ZTV 伊勢放送局

第8条（守秘義務）

甲および乙は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし事前に甲乙合意した事項に関しては、この限りではない。

第9条（期間）

本協定の期間は、協定書締結の日から令和7年3月末日までとする。ただし、甲または乙か次条の規定による解除の申し出がない限り、1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

第10条（解除）

甲または乙が、本協定を解除しようとする場合には、解除する2ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより解除することができる。なお、解除に係る経費および費用は甲乙それぞれで負担する。

第11条（権利義務）

甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の地位、権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

第12条（協議事項）

本協定に定めのない事項については、誠意をもって甲乙協議の上、定めるものとする。

以上の合意を証するため、本書を2通作成し、甲および乙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 10月 21日

（甲） 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市長 鈴木 健一

（乙） 三重県津市あのつ台四丁目7番地1

株式会社ZTV

取締役社長 田村 欣也